

施設入所時の居住費と食費の負担を軽減します

介護保険負担限度額認定

「介護保険負担限度額認定」は、介護保険施設を利用した時の居住費と食費の負担を軽減する制度です。

居住費や食費は原則として自己負担になりますが、所得に応じて上限(限度額)が設けられており、申請により軽減され「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。

■対象となる費用

次の施設に入所、または短期入所を利用した場合の居住費と食費

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 介護療養型医療施設



■対象となる要件

世帯の課税状況や本人の年金収入などによって負担段階が決まり、預貯金・有価証券などの資産が基準額以上ある場合は対象外になります。(下表参照)

詳細は、町ホームページで確認いただくか、介護保険係までお問い合わせください。

町ホームページはこちらから↓



■申請が必要です

要介護認定を受けている人で、下表の負担段階の要件に該当し、対象となる施設を利用する場合は介護保険係(にこにこ甘楽)で申請してください。

申請の際には、預貯金の有無を確認するための通帳などをご持参ください。

なお、すでに認定証の交付を受けている人には7月に更新のお知らせを送付しますので、更新手続きを行ってください。



利用者負担段階	対象となる要件	
	課税状況など	預貯金などの資産
第1段階	生活保護受給者	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年額80万円以下の人	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年額80万円を超え120万円以下の人	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年額120万円を超える人	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下



ご注意ください!

負担限度額の受給要件に当てはまっても、世帯を別にする配偶者が住民税課税者であったり、その配偶者と本人の預貯金などの資産合計金額が基準を超える場合も軽減の対象にはなりません。

■福祉課介護保険係 ☎(67)5182

ふるさと納税を

活用した町づくり

■ふるさと納税とは

「納税」という言葉が付いていますが、実際には応援したい自治体に「寄附」ができる制度です。

町でも、特産品に加え宿泊などのサービスを全国の寄附者に提供し、町の魅力を発信しています。

ふるさと納税の
詳細はこちらから↓



■寄附手続きは

寄附受付ポータルサイトからの申し込みや役場で申込書を受け付けており、町の取り組みに賛同した多くの個人・企業などから応援いただいています。

今年度は、施設などに設置してある2次元コードを読み取ると、その場で寄附と返礼品の受け取りができる「ふるさとタッチ」を導入する予定で、町へのふるさと納税がさらに便利になります。

令和4年度「ふるさと納税」実績 (2022.4.1~2023.3.31)

事業の区分	件数	金額(円)
① 歴史を生かしたまちづくりに関する事業	602	8,567,000
② 自然環境の保全に関する事業	234	3,360,000
③ 健康増進および福祉の向上に関する事業	94	1,651,000
④ 子育て支援に関する事業	489	6,259,000
⑤ 産業の振興に関する事業	92	1,271,000
⑥ 教育・文化・スポーツ活動の充実に関する事業	96	1,306,000
⑦ 住民参加のまちづくりに関する事業	192	5,939,915
⑧ 移住、定住、就業を応援する事業	47	492,000
⑨ その他目的達成のために町長が必要と認めた事業	574	9,217,000
合計	2,420	38,062,915

寄附金の使い道は、左記9事業の中から選択できます。

寄附金は「甘楽町ふるさとづくり基金」として積み立て、それぞれの事業に活用しています。



自慢の品を登録しませんか

返礼品事業者を募集中!

町では、ふるさと納税の返礼品を提供する事業者を募集しています。町内で生産・製造された品や町内で提供するサービスが登録可能です。

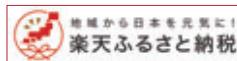
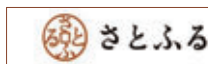
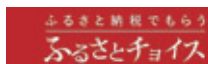
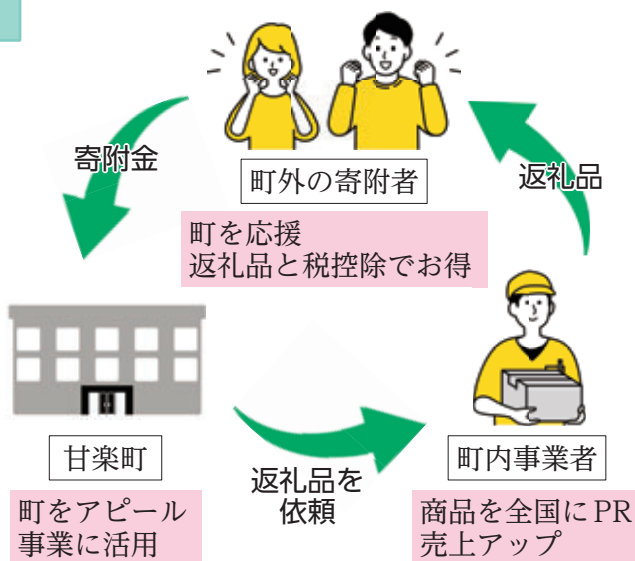
登録にあたり、費用はかかりません。手続きは、職員がサポートします!話を聞くだけでも構いませんので、企画課財政係までお気軽にお問い合わせください。

事業者募集の詳細はこちらから→



登録された返礼品は、ふるさと納税ポータルサイトに掲載!

ふるさと納税の流れ



友だち募集中!

知っていますか 町公式LINE

町ではホームページや安全安心メールによる情報伝達のほかにLINEを活用し、情報を発信しています。友だち登録をして、ぜひご利用ください。

■ 企画課情報政策係 ☎74-3135

登録は
こちらから→



町の事業を分かりやすく

『今年のまちづくり予算』できました

令和5年度の予算説明資料『今年のまちづくり予算』を作成しました。町民の皆さんが町の事業を知り、興味を持っていただくため、生活に身近な事業を分かりやすくまとめた冊子です。

ホームページに掲載しているほか、役場ロビー、ら・ら・かんらで閲覧できます。また、希望する人には配布します。

■ 企画課財政係 ☎74-3134

町ホームページ
はこちら→



「めぶきの森かんら」「かんら保育園」では横断歩道の渡り方を指導（写真はめぶきの森かんら）

ルールを守って思いやり運転

春の全国交通安全運動

5月11日～5月20日

5月17日、甘楽中学校で自転車通学の生徒にヘルメット着用など正しい自転車の乗り方を指導したほか、町内各地で交通対策協議会、交通指導員、富岡警察署などの皆さんが交通安全を呼び掛けました。

地区支部長に町長より委嘱状が手渡されました



【感謝状受賞者】()内は支部名、委員歴

- 齋藤幸美さん (秋畑、24年)
 - 柴山 勉さん (小幡、14年)
 - 山田雅夫さん (小幡、10年)
 - 荻原 実さん (善慶寺・国峰、18年)
 - 佐堀 肇さん (福島・大山、18年)
- 長い間、ご協力ありがとうございました

町防犯委員委嘱状交付式・研修会が5月18日に町公民館で開かれました。
5支部127人の防犯委員に委嘱状が交付され、2年間地域の防犯活動に取り組んでいただきます。また、多年にわたり委員を務められた退任者5人に感謝状が贈られました。
研修会では、富岡警察署生活安全課の塚越智之課長から「最近の犯罪傾向と防犯委員の役割」と題して特殊詐欺などに関する講話がありました。

安全で安心して暮らせる町づくり

防犯委員を委嘱しました
■ 総務課庶務係 ☎(74)3131

「ヤマビル」に注意してください

産業課農林係 ☎(64)8319



ヤマビルは、春から秋の暖かい季節に活発に活動し、落ち葉の下や草むらなどに潜み、人や動物の体に付着し吸血します。

群馬県内では、シカなどの野生動物の行動に伴い6年間で1.4倍に生息域が拡大しています。

町でも秋畑地区で生息が確認されていますので、十分注意してください。

吸血されたら

吸血の際の痛みをなくし、血液の凝固を妨げる「ヒルジン」という物質を出します。慌てず、次の処置を行ってください。

1 取り除く

虫よけスプレーや塩をかけたたりすると簡単に取れます。

2 駆除

塩や殺ヒル剤をかけたたり、はさみで切り確実に駆除しましょう。

3 傷口の洗浄

血を押し出すように流水で洗うことで、かゆみや腫れを軽減することができます。

4 手当

傷口に抗ヒスタミン剤(虫刺され薬など)を塗布し、ばんそうこうで止血します。
1週間から1カ月程度で治りますが、症状が改善されない場合は医師に相談してください。

▼特徴
円筒型・体長は1、5センチ、こげ茶色で背面に黒色の縦じまが3本



▼対策

- ・長袖・長ズボンを着用し、ズボンの裾を靴下の中に入れるなど肌の露出は避けましょう。
- ・首元からの侵入を防ぐためタオルなどを巻きましょう。
- ・虫よけスプレー(ディート30%入り)などを使用しましょう。

推 奨 少 青



る守番で わかる家族の 大切さ
あいさつは ぎずなをつなぐ 合言葉

(新屋小4年 岸せいら)
(小幡小5年 堀込岳琉)

甘楽町青少年育成推進員連絡協議会が令和4年度に募集した「家庭の目標語の優秀賞作品です。(学年は4年度・敬称略)

毎月 第1日曜日 家庭の日

環境にやさしく

町では、第6次総合計画で掲げた脱炭素社会に向けた取り組みとして、走行時に排出ガスを出さず環境への負荷が少ない電気自動車を2台導入しました。

公用車として日常業務で利用するほか、災害時には給電設備を積み避難所などで電力供給を行う予定です。



金婚

結婚50周年(金婚式)を迎えたご夫婦に慶祝状と記念品を贈呈しました。おめでとうございます。

金婚式名簿

(敬称略)

氏名	夫妻	地区
高橋	康宏 文子	秋畑
浅野	和良 妙子	小幡

町では、結婚50周年(金婚)を迎えるご夫婦を祝福しています。町内に引き続き5年以上お住まいのご夫婦で、婚姻の届出後50年が経過した日以後、いつでも申請することができます。

■ 問い合わせ 福祉課福祉係 ☎67-5162